

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について (令和元年6月26日付け元林整計第68号林野庁森林整備部計画課長)
一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>2 用語の定義 (1) 真夏日 日最高気温が30℃以上の日又は暑さ指数(WBGT)が25℃以上の日をいう。 ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温又は暑さ指数(WBGT)で判断する。 <u>なお、不稼働日は工期内の真夏日に含めないものとする。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 計測方法等 工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温等の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させることとする。</p> <p>(1) 計測方法 工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所又は地域気象観測所(以下「地上・地域気象観測所」という。)の気温の計測結果若しくは環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。 ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果若しくはJIS B7922に準拠した電子式湿球黒球温度指数計(精度区分クラス2以上)により測定した値を用いることも可とする。 なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。 (削る。)</p> <p><u>(2) 計測結果の報告</u> 施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。</p>	<p>2 用語の定義 (1) 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 気温の計測方法等 工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させることとする。</p> <p>(1) 計測方法 気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所または地域気象観測所(以下「地上・地域気象観測所」という。)の気温の計測結果を用いることを標準とする。 ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。 なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。</p> <p><u>(2) 気温の補正方法</u> <u>(1)の気温の計測結果(工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。)は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式によりがたい場合は、監督職員と協議の上、補正方法を決定するものとする。</u> <u>【算定式】</u> <u>補正後の気温(℃)</u> <u>＝気温(℃)－標高差(m)×0.6/100(m)</u> <u>※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。</u> <u>ただし、標高差(m)＝工事現場の標高(m)</u> <u>－計測箇所の標高(m)</u> <u>(気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること)</u> <u>※標高差の値は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。</u></p> <p><u>(3) 計測結果の報告</u> 施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。</p>

(削る。)

6 その他

上記の取り扱いについて、地域の実情により対応が困難な場合等については、これによらないことができる。

6 既契約工事における適用

(1) 気温の計測期間

本通知日以降の受発注者間協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日に当たる日数を計測するものとする。なお、計測方法等については、「4 気温の計測方法等」に準じること。

(2) 積算方法

既契約工事における真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。

真夏日率＝基準日から工期末までの真夏日÷工期

その他の積算方法は、「3 積算方法等」によるものとする。

7 その他

上記の取り扱いについて、地域の実情により対応が困難な場合等については、これによらないことができる。

附 則

この通知は、令和8年4月1日から施行する。